

豊田市自主防災会設置助成要綱

豊 田 市

豊田市自主防災会設置助成要綱

(目的)

策1条 この要綱は、地震等の災害に備え、市民による地域の自主防災会の設置を推進するため、予算の範囲内で助成を行い、もって市民の防災意識の高揚及び普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災会」とは、地域の防災活動を行うため、自治区・自治会等を単位として、地域住民が自主的に組織した団体をいう。

(助成措置)

第3条 市長は、自主防災会を設置した地域団体に対して活動上必要な資器材を助成する。

(助成基準等)

第4条 助成は、別表1に掲げる助成資器材の中から、別表2の助成基準に基づいて、現物を支給する。

2 助成は、1団体につき1回限りとする。

(助成の申請)

第5条 この要綱による助成措置を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、自主防災会設置届(兼)助成措置申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 事業計画
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定及び通知)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成措置を必要と認めるときは、助成措置の決定をし、自主防災会設置助成措置決定通知書(様式第2号)により、申請団体に通知するものとする。

(変更届)

第7条 申請団体は、第5条の規定により提出した申請書の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(助成の取り消し等)

第8条 市長は、申請団体が次の各号の一に該当するときは、助成の決定を取り消し、又はすでに支給した資器材の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段で助成の決定を受けたとき。
- (2) 自主防災会を解散したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成9年3月31日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成12年3月31日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の豊田市自主防災会設置助成要綱に基づいて作成されている帳票は、この要綱による改正後の豊田市自主防災会設置助成要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表1

助 成 資 器 材

No.	品 名	規 格	1品あたりの点数
1	ヘルメット	マーク入り	10点
2	燃料用携行缶	10リットル	50点
3	救急セット	ポシエット収納袋付き	50点
4	担 架	2ツ折、足付き	100点
5	メガホン	警報付	150点
6	トランシーバー	2台で1セット	300点
7	チェーンソー	歯の長さ30cm	400点
8	発電機 小	出力約 600ワット	500点
9	発電機 中	出力約1,500ワット	1,000点
10	発電機 大	出力約2,300ワット	1,200点

別表2

助 成 基 準

団 体 の 世 帯 数	1団体あたりの基準
700世帯未満	800点
700世帯以上 800世帯未満	900点
800世帯以上 900世帯未満	1,000点
900世帯以上 1,000世帯未満	1,100点
1,000世帯以上	1,200点

自主防災会設置届（兼）助成措置申請書

豊田市長様

豊田市自主防災会設置助成要綱第5条

の規定により、下記のとおり申請します。

申請年月日		年 月 日	
防災会名		自主防災会	
会 長	住所	豊田市	
	氏名		
電話	—	FAX	—

記

1 自主防災会の事務所の所在地等

所在地	豊田市	電話	—
名称		FAX	—

2 自主防災会の設立年月日及び世帯数

設立年月日	年 月 日	世帯数	世帯
-------	-------	-----	----

3 申請機材の内訳

品目	規格等	1品あたりの点数	数量	小計
ヘルメット	マーク入り	10点	個	点
燃料携行缶	10リットル	50点	個	点
救急セット	ポシェット収納袋付き	50点	個	点
担架	2つ折り、脚付き	100点	台	点
メガホン	警報付き	150点	個	点
トランシーバー	2台で1セット	300点	セット	点
チェーンソー	歯の長さ30cm	400点	台	点
発電機 小	出力約 600ワット	500点	台	点
発電機 中	出力約 1,500ワット	1,000点	台	点
発電機 大	出力約 2,300ワット	1,200点	台	点
合 計				点

4 添付書類

(1) 自主防災会規約……………	添付書類 1
(2) 自主防災会役員名簿……………	添付書類 2
(3) 自主防災会年間事業計画……………	添付書類 3

様式第2号（第6条関係）

豊防発第 号
令和 年 月 日

（団体名）
（代表者） 様

豊田市長



自主防災会設置助成措置決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった自主防災会設置助成措置については、豊田市自主防災会設置助成要綱第6条の規定に基づき、同申請書（写）「3 申請機材の内訳」のとおり助成することに決定しましたので、通知します。

注1 助成機材の納入業者

納入業者名	
担当者氏名	
連絡先	

注2 納入日時場所については、後日、上記業者から連絡しますので調整してください。

注3 受領時には、受領書に押印してください。

自主防災会名称等変更届

豊田市長様

豊田市自主防災会設置助成要綱第7条
の規定により、下記のとおり申請します。

届出年月日		年 月 日	
防災会名 ※旧名称で記入			
会 長	住所	〒 豊田市	
	氏名		
電話	—	FAX	—

記

1 変更内容

変更年月日		年 月 日	
変 更 前	自主防災会名		会長名
	会長住所	〒 豊田市	会長宅 電話・FAX
	事務所住所		事務所 電話・FAX
変 更 後	自主防災会名		会長名
	会長住所	〒 豊田市	会長宅 電話・FAX
	事務所住所		事務所 電話・FAX

※事務所の住所・電話・FAX欄には、規約で定めた事務所の住所・電話・FAXを記入してください。

2 変更理由

--